



## 野村證券がENEOSホールディングス<5020>株式の大量保有報告書を提出



東証1部・名証1部のENEOSホールディングス<5020>について、野村證券が3月4日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「証券業務に係る商品在庫、及び累積投資業務の運営目的として保有している。」によるもの。

報告書によると、野村證券のENEOSホールディングス株式保有比率は、5.06%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2020年2月28日。